

各会員生協専務理事及び業務責任者の皆さんに呼びかけます

たすけあい奨学制度を拡げ、学生生活をさらに応援するために  
大学生協の「たすけあい」の制度をさらに拡げていきましょう！

一般財団法人 全国大学生協連奨学財団

「たすけあい奨学制度」は、扶養者を亡くした学生に返済不要の12万円を給付する制度です。前身の制度である「奨学援助制度」の設立より、延べ6,291名に8億4,514万円を給付しています。制度で給付する奨学金は、大学生協内外からの寄付や賛助会費によって成り立っています。

財団運営を支えていただくために、個人賛助会員・団体賛助会員があります。個人賛助会員については、幅広いご支援をいただくことを目的に2024年に1口500円／年へと賛助会費を引き下げました。過去に給付を受けた学生も含め、201名の個人賛助会員の皆様に支えられています。団体賛助会員としては全国大学生協連会員生協はもちろん、大学との懇談場面で生協より「たすけあい奨学制度」をご紹介いただくことにより、大学法人として金城学院大学にも団体賛助をいたしております。ともに学業継続支援を進めています。また、2025年度は地域生協における団体賛助会員加入が大きく広がり、8府県連、5地域生協の合計13生協に団体賛助加入をいただくことができました。

年々給付人数・給付額は増加し、多くの方にたすけあいの想いを形にした奨学金を給付することができるようになりましたが、これからも継続的に給付を拡げ学業継続を応援するためにも、財団の財政基盤をより一層強めることが必要となっています。

つきましては、皆様に以下の呼び掛けをさせていただきます。ご協力をお願い申し上げます。

<個人として応援する学生を増やすために>

- 学生組合員に対して1口500円／年で加入できる個人賛助会員の加入を呼びかけましょう。

<大学への理解・共感と賛助を拡げるために>

- 総会・総代会での報告の中に、「たすけあい奨学制度」の報告を位置づけましょう。その際に、自大学での給付実績や受給者の声を報告しましょう。
- 大学から学生に対する奨学金制度案内の中に、「たすけあい奨学制度」を掲載していただけるようにお願いしましょう。
- 大学に対して団体賛助会員加入を呼びかけましょう。

<地域生協等への理解・共感と賛助を拡げるために>

- 都道府県連の理事などに就任している方は、理事会等での「たすけあい奨学制度」の紹介や、賛助会員加入の働きかけを行いましょう。
- その他にも、地域生協との連携のつながりの中で、制度紹介や賛助会員加入を呼びかけましょう。

皆さんとともに「たすけあい奨学制度」を発展させ、学生の学業継続の応援の輪を拡げましょう！

以上

※数値はすべて「2025年度事業年次報告」より引用